


国における再エネ関連委員会等開催状況（2023.1月分）

月日	内 容
1/13	<p>牡丹園隣に道の駅 ～再エネを生み出す設備を設け、持続可能な食とエネルギーの地域循環型モデル地区を目指す～ 出典：須賀川市公式ウェブサイト https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shigoto_sangyo/nogyo/1003354/1013332.html を基にして作成</p> <p>● 議題：「道の駅ウルトラアグリパーク すかがわ（仮称）整備構想」の中間報告（暫定版）</p> <p>・令和元年度に実施した「牡丹台アメニティ地区の利活用に向けたサウンディング型市場調査」の結果を踏まえ、「道の駅構想」として土地利用の検討。道の駅の機能に加え、新たに牡丹台アメニティ地区における ICT を活用したスマート農業や再エネの導入などに関する提案があった。</p> <p>地域課題の解決と地域活性化を図る持続可能な食とエネルギーの地域循環型モデル地区を目指した「道の駅ウルトラアグリパークすかがわ(仮称)整備構想中間報告(暫定版)」をまとめ、引き続き庁内検討委員会や公民共同検討委員会にて整備手法や工程計画等について検討し、3月末を目途に整備構想を策定。</p> <p>◆ エネルギーの地産地消・脱炭素化機能</p> <p>① 計画地内のエネルギー需要に対し、基本的に太陽光発電や木質バイオマス発電等の再エネによって賄い脱炭素の先行地域を目指す。</p> <p>② 園芸用ハウスに係る電源や熱源、CO2 供給源として、太陽光発電や木質バイオマス発電（廃熱・排煙含む）廃食油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）等を活用した実証の場として温室効果ガス排出量削減と農業生産コストの縮減を図る。</p> <p>尚、バイオマス発電で使用する木質ペレットは市内の森林整備で発生する間伐材等の活用を検討。</p> <p>③ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を導入して、エネルギーの自給率の向上と食料の自給率向上を同時に実現する未来型農業の普及拡大を目指す。</p> <p>④ 園芸用ハウスの熱源として、廃タイヤボイラーなどを活用しサーマルリサイクル（廃棄物を燃焼し、熱エネルギーを回収）を推進。</p> <p>⑤ 市内耕作放棄地を活用して資源米を生産し、これらを活用したバイオマスプラスチック製造工場（ミニプラント）を設置して、ここで生産されたバイオマスプラスチック製品を道の駅で販売すると共に行政にて積極的に活用するなど、資源循環型産業の創出や市民への環境意識の醸成を図っていく。</p> <p>また、資源米を生産する圃場は有機たい肥や緑肥を使用し、農地土壌炭素貯留量の改善を図る。</p> <p>03-1. 土地利用ゾーニング図</p>  <p>The map shows the land use zoning for the 'Sukagawa Ultra-Agriculture Park' project. It features several distinct zones: a green '農業振興ゾーン' (Agriculture Promotion Zone) in the upper right, an orange '交流・地域活性化ゾーン' (Exchange & Regional Revitalization Zone) in the center-right, a yellow '農業+交流' (Agriculture + Exchange) zone in the center, and a blue 'エネルギーの地産地消・脱炭素化ゾーン' (Local Production/Consumption of Energy & Decarbonization Zone) in the lower left. A red dashed line outlines the project area. Other labels include '市民牡丹庭園' (Citizens'牡丹 Garden) and '須賀川 牡丹園' (Sukagawa Botan Garden). A scale bar (1:1000) and a north arrow are also present.</p>

出典：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/058.html を基にして作成

● 議題 1：電力・ガス小売全面自由化後の進捗と最近の動向について

・送配電について（無電柱化、系統運用）

電線の地中化の推進に関する法律や無電柱化推進計画に基づき、様々な取組が進められている。他方、昨年開始した新設電柱調査においては、令和 3 年度では約 5.5 万本、令和 4 年度半期で約 2.3 万本の電柱（電力柱）が増加している状況で、継続的な無電柱化の推進が必要不可欠である。

再エネ発電設備の分割に伴う電柱増の抑制として

太陽光発電設備を分割することで、不要な電柱が必要となること等を踏まえ、**発電設備の分割を規制**することを決定。（第 41 回電力・ガス基本政策小委員会 21 年 11 月 18 日）

電気事業法施行規則を改正し、22 年 4 月 1 日より施行し、発電設備の分割規制を開始した。

本取組により、**発電設備の分割に伴って生じる不要な電柱については、今後抑制**される。

<太陽光発電設備の分割事例>



<左記の主な設備形態等の比較>

	分割前の発電設備	分割した発電設備
電圧区分	高圧	低圧
発電設備	1000kw×1箇所	49.5kw×20箇所
電柱数	1本	約20本
事前規制 <small>（工事計画の届出、 検閲等自主検査、業 務所自己確認）</small>	必要	不要
主任技術者	必要	不要

● 議題 2：今後の電力政策の方向性について中間とりまとめを踏まえた小売分野の省令やガイドラインの改正について

・本委員会において、改めて電力システム改革に係る論点についての議論。

12 月に「**今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(案)**」としてとりまとめを行った。

● 議題 3：電力システムの更なる検討課題について

・競争と安定を両立する市場・取引環境の整備に関して、今後の議論を行う上で実態調査として、発電事業者・小売電気事業者双方に対し事務局においてアンケート調査を実施したく、内容について御意見いただきたい。

・小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保は、需要家への情報提供の充実化の論点として、説明義務に追加すべき項目について議論。

1/30	<p>総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第 18 回）</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/018.html を基にして作成</p> <p>● 議題：「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」骨子案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産省と国交省は「洋上風力事業の採算性分析」に必要な調査を実施し事業者に提供する「セントラル方式」について、運用方針の骨子案を示した。 ・運用方針の位置付け <ul style="list-style-type: none"> ① セントラル方式として実施される洋上風力発電の促進に関わる取組について、制度の考え方や運用の方向性を明確化することを目的に「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」を策定。 ② 運用方針では、これまで検討してきた事項や、関連する論点に対する基本的な考え方について記載。 <p>◆ セントラル方式の運用における前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 我が国における一般海域での洋上風力発電の案件形成は、海洋再生エネ発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」という)に基づいて運用しているためセントラル方式において、再エネ海域利用法及び関連法令で規定する事項に則り運用を行う。 ② 再エネ海域利用法第 3 条の基本理念では国、関係地方公共団体、海洋再生エネ発電事業者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。セントラル方式も、この基本理念に基づき、各主体の連携と役割分担の下に進めていく。 ③ 上記を踏まえセントラル方式は政府や自治体の主導的な関与により効率的な案件形成を実現する仕組みとして定義する。 <p>◆ セントラル方式を構成する要素</p> <p>セントラル方式を構成する要素は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募 ② 案件形成に向けた地域調整 ③ サイト調査（風況・海底地盤・気象海象） ④ 系統接続の確保 ⑤ 環境影響評価 ⑥ 漁業実態調
1/31	<p>第 84 回 調達価格等算定委員会</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/084.html を基にして作成</p> <p>● 議題：残る論点について</p> <ul style="list-style-type: none"> 論点①：24 年度の事業用太陽光(入札対象範囲外)の調達価格・基準価格について 論点②：24 年度の事業用太陽光の解体等積立基準額について <p>※トピックスにポイントを記載</p>

※青文字部分を Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクされます

再エネ等動向調査(R5.1) トピックス

第 84 回 調達価格等算定委員会

出典：経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/084.html> を基にして作成

《ポイント》

- ・ 2024 年度の太陽光について「地上設置」と「屋根設置」を区分してFIT買取価格とFIP基準価格等を提示。
- ・ FIP 対象を10～50kW未満へ拡大。
- ・ FIP のみが適用される範囲は250kW以上に拡大し、入札制のみとする。

・論点①24年度の事業用太陽光(入札対象範囲外)の調達価格・基準価格

足元のコストデータ等をふまえて、2024 年度の調達価格・基準価格における想定値及び運転年数について昨年度の本委員会で、以下のとおり、とりまとめた。

		2024年度 地上・50kW以上	2024年度 地上・10-50kW	2024年度 屋根・10kW以上	(参考) 2023年度 50kW以上	(参考) 2023年度 10-50kW
資本費	システム費用	11.3万円/kW	据え置き (17.8万円/kW)	15.0万円/kW	11.7万円/kW	17.8万円/kW
	土地造成費	1.2万円/kW	1.2万円/kW	-	0.4万円/kW	0.4万円/kW
	接続費用	据え置き (1.35万円/kW)	据え置き (1.35万円/kW)	0.3万円/kW	1.35万円/kW	1.35万円/kW
	運転維持費	据え置き (0.5万円/kW/年)	据え置き (0.5万円/kW/年)	据え置き (0.5万円/kW/年)	0.5万円/kW/年	0.5万円/kW/年
	設備利用率	18.3%	21.3%	14.5%	17.7%	17.2%
	自家消費率	-	-	30%	-	50%
	自家消費分の便益	-	-	18.59円/kWh	-	18.03円/kWh
	運転年数	25年間	25年間	20年間	25年間	20年間
	調達期間終了後の 売電価格	10.1円/kWh	10.1円/kWh	-	9.4円/kWh	-

調達価格等算定委員会第 82 回 22 年 12 月 26 日事務局資料より抜粋

◆事業用太陽光の調達価格・基準価格

2023 年度下半期の調達価格・基準価格についても、2024 年度の屋根設置太陽光（10kW 以上）の調達価格・基準価格と同額を適用する。

◆国内のコスト動向：直近の資本費及びその構成(地上設置/屋根設置)

- ① **事業用太陽光発電**について、地上設置/屋根設置 10kW 以上/50kW 以上、AC ベース(パワコン出力ベース)/DC ベース(パネル出力ベース)の別に、資本費の内訳を分析。
 - ② DC ベース(パネル出力ベース)のパネル費用に着目すると、10kW 以上全体の平均で地上設置より屋根設置の方が高いが、50kW 以上全体の平均では地上設置/屋根設置はほぼ同程度であった。
- 一方で、**工事費**は 10kW 以上全体の平均/50kW 以上全体の平均ともに屋根設置の方が高い傾向。

◆24年度の事業用太陽光の調達価格・基準価格(案)

地上設置/屋根設置の設置形態毎のコスト分析・想定値の設定については、より効率的な案件の導入を促していく観点から、**コスト構造の差異やその要因について、適切に分析・評価することが重要。**

・論点②24年度の事業用太陽光の解体等積立基準額について

2012～2023 年度認定の解体等積立基準額について、各年度の調達価格・基準価格・入札上限価格における想定値(廃棄等費用、設備利用率等)に基づき「**想定設備利用率で電気供給したときに調達期間又は交付期間の終了前 10 年間で、想定廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価**」を設定。

低圧事業用太陽光については、1割以上の案件で、過去前年対比1割以上の設備利用率の低下が確認できており、調達価格・基準価格の想定値から1割減じた設備利用率に基づき、2024年度認定の解体等積立基準額を設定することとしてはどうか。

◆管理不全等による設備利用率の低下

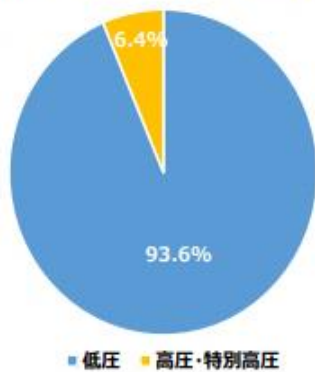
事業用太陽光発電設備のうち過去前年対比1割 ※以上設備利用率が低下したことがある案件は全体の13.3%。このうち、**93.6%が低圧事業用太陽光。**

こうした設備利用率の大幅な低下の要因としては、**設備不良や管理不全の可能性**が考えられる。

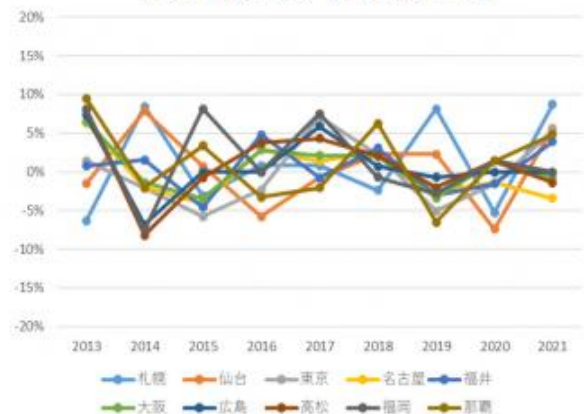
適切なパネルの張り替え・増設やO&Mの実施によるkWhの増加によって事業性が改善することが期待できる。

※12年（FIT制度開始）以降の年間日射量の変動幅は10%の範囲内に収まっている（右下図参照）

前年対比1割以上設備利用率が低下したことがある案件の内訳（件数）



(参考) 日射量変動（前年対比）の推移



（出典）FIT認定情報より資源エネルギー庁作成
 ※20年6月～21年5月の12ヶ月間稼働している事業用太陽光を対象に、各年6月から翌5月までの発電実績で対比。
 事業用太陽光発電全体のうち13.3%が前年対比1割以上設備利用率が低下したこともあり、上記はその規模別の内訳。
 ※設備不良や管理不全の他日射量の影響等も含まれている。
 ※稼働率の異常値(50%以上)を記録している案件は除外。

再エネ大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第44回）（2022年8月17日）資料1より抜粋・一部修正

◆国内のコスト動向：設備利用率

屋根設置／地上設置それぞれにおいて、直近の**設備利用率**（50kW以上）について、これまでと同様にシステム費用のトップランナー水準と同水準（地上設置：上位15%水準、屋根設置：上位26%水準）を参照すると、その設備利用率は、地上設置が18.3%、屋根設置は14.5%。

こうした点もふまえ、**2024年度の想定値については、地上設置18.3%、屋根設置14.5%**としてはどうか。

ただし、地上設置（10-50kW）については、50kW以上と区別して価格設定することから、システム費用と同様に、地上設置（10kW以上）の上位15%水準に着目し、2024年度の想定値として、**地上設置（10kW以上）の上位15%水準の21.3%**を採用する。